

事業者の方
必見!

助成金ガイド

人財 万歳

「人材を人財」へ 助成金でサポートいたします



助成金ってなに？

みなさんは、「助成金」という制度を御存じでしょうか。厚生労働省には「雇用に関して、企業が抱える課題を解決するための助成制度」があります。「優秀な人材を採用したい!」や「人材を育てたい!」といった、事業主の皆様の希望をもとに、助成金制度では様々な支援メニューを用意しています。

事業所と労働者のために、「助成金」制度を活用してみませんか。

本パンフレットの利用方法

本パンフレットは、事業主の皆様が、「いつ、何をした場合に助成金の対象となるの?」という疑問にお答えするため、助成金の目的別に整理しています。

右の「企業ニーズにあった助成金を探してみよう!!」を活用し、今、企業で必要としている助成金を探してみましょう。きっと役立つ助成金が見つかるはずです。利用してみたい助成金が見つかったら、労働局やハローワークに相談してみましょう。担当の職員が助成金の利用方法についてサポートさせていただきます。

助成金の名称	お問い合わせ先	
<input checked="" type="checkbox"/> キャリアアップ助成金 (正社員化コース)	ハローワーク	
内 容	対 象 者	助成額(1人あたり)
有期契約労働者等を正規雇用等に 転換(直接雇用)した場合に助成	有期→正規	<72万円>57万円 (<54万円>42.75万円)
	有期→無期	<36万円>28.5万円 (<27万円>21.375万円)
	無期→正規	<36万円>28.5万円 (<27万円>21.375万円)

助成金の概要が記載されています。詳細支給要件や手続きについては、パンフレット「雇用関係助成金のご案内(詳細版)」をご確認ください。
※各ハローワーク、厚生労働省ホームページで確認出来ます。

助成される金額です。< >で表示されているものは、生産性要件を満たす場合の助成される金額を記載しています。
中小企業事業主と中小企業事業主以外で受給額が異なる場合は、()に中小企業事業主以外に対して助成される金額を記載しています。
中小企業の範囲は各パンフレットをご確認ください。
※(-)と表示されているものは、中小企業事業主のみ利用できる助成制度です。

生産性要件について

労働関係助成金は助成金を申請する事業所が、次の方法で計算した「生産性要件」を満たしている場合に、助成の割増を行います。

- (1) 助成金の支給申請等を行う直近の会計年度における「生産性」が、その3年前に比べて6%以上伸びていること
- (2) 「生産性」は次の計算式によって計算します

$$\text{生産性} = \frac{\text{営業利益} + \text{人件費} + \text{減価償却費} + \text{動産・不動産賃借料} + \text{租税公課}}{\text{雇用保険被保険者数}}$$

なお、「生産性要件」の算定の対象となった期間中に、事業主都合による離職者を発生させていないことが必要です。
(http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11600000-Shokugyouanteikyoku/280921_1.pdf)

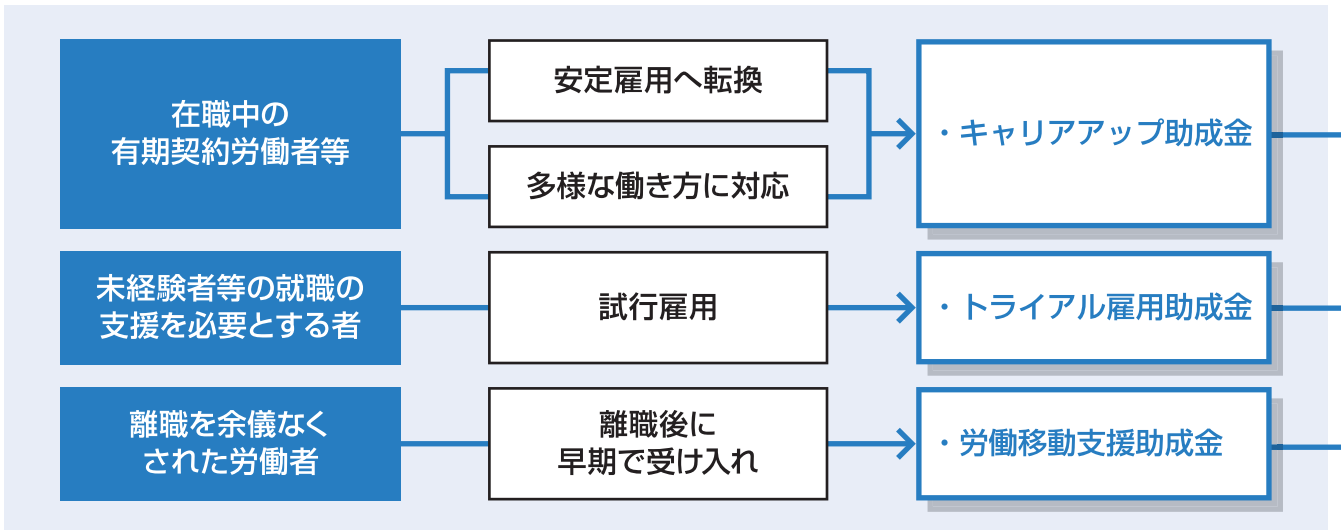
企業ニーズにあった助成金を探してみよう！！

人材を確保する	<ul style="list-style-type: none">☑ 人材を確保し体制を強化する ▶ P4へ☑ 就職機会に恵まれなかった人を新たに雇用したい ▶ P6へ
人材を育成する	<ul style="list-style-type: none">☑ 職業訓練等を通じ従業員のスキルアップを図る ▶ P8へ
労働環境の改善を図る	<ul style="list-style-type: none">☑ 労働環境を改善し、生産性の向上と人材の定着を図る ▶ P12へ☑ 育児や介護が必要な労働者など、多様な働き方に対応した職場にしたい ▶ P14へ☑ 人手不足分野での労働環境を改善し、職場定着を目指す ▶ P16へ
雇用の維持を図る	<ul style="list-style-type: none">☑ 労働者の雇用維持を円滑にすすめる ▶ P17へ
その他の助成金	<ul style="list-style-type: none">☑ 労働局以外で扱う助成制度について知る ▶ P18へ

人材を確保する！ ～人材を確保し体制を強化す

様々な業界で人材不足が叫ばれる中、即戦力となる人材を採用することは容易ではありません。これからは未経験者も含めて採用を考えていかななくてはなりません。

また、非正規雇用の割合が近年増加している中、正社員として働ける機会がなく、やむを得ず非正規で働いている人の割合は2割にのぼるといわれています。人材確保が難しくなった今だからこそ、意欲・能力のある非正規労働者を正規雇用等へ転換することが求められています。



☑ キャリアアップ助成金（正社員化コース）		ハローワーク
内容	対象者	助成額(1人あたり)
有期契約労働者等を正規雇用等に 転換（直接雇用）した場合に助成	有期→正規	<72万円>57万円 (<54万円>42.75万円)
	有期→無期	<36万円>28.5万円 (<27万円>21.375万円)
	無期→正規	<36万円>28.5万円 (<27万円>21.375万円)

※その他、母子家庭の母や派遣労働者を直接雇用した場合には、上記の助成額に加算される場合があります。
 ※40歳未満の山形県内に在住・勤務する非正規雇用労働者を正社員に転換した場合に山形県正社員化促進事業奨励金が加算。
 詳しくは山形県商工労働部雇用対策課正社員化・働き方改革推進室(023-630-2389)までお問い合わせください。

☑ 一般トライアルコース、障害者トライアルコース

ハローワーク

内 容	対象者	助成額(1人あたり)
本採用する前に、労働者の適性や業務遂行の可能性を見極める試行雇用(トライアル雇用)を行った場合に助成	経験のない職業に就くことを希望する者、母子家庭の母等、就職支援にあたって特別な配慮を要する者	月額最大 5万円 を 最長 3 ヶ月
	障害者	月額最大 4万円 を 最長 3 ヶ月 ※精神障害者を初めて雇用する場合は月額 8 万円
	直ちに週20時間以上の勤務が難しい精神障害者や発達障害者	月額最大 2万円 を 最長 12 ヶ月

☑ 労働移動支援助成金

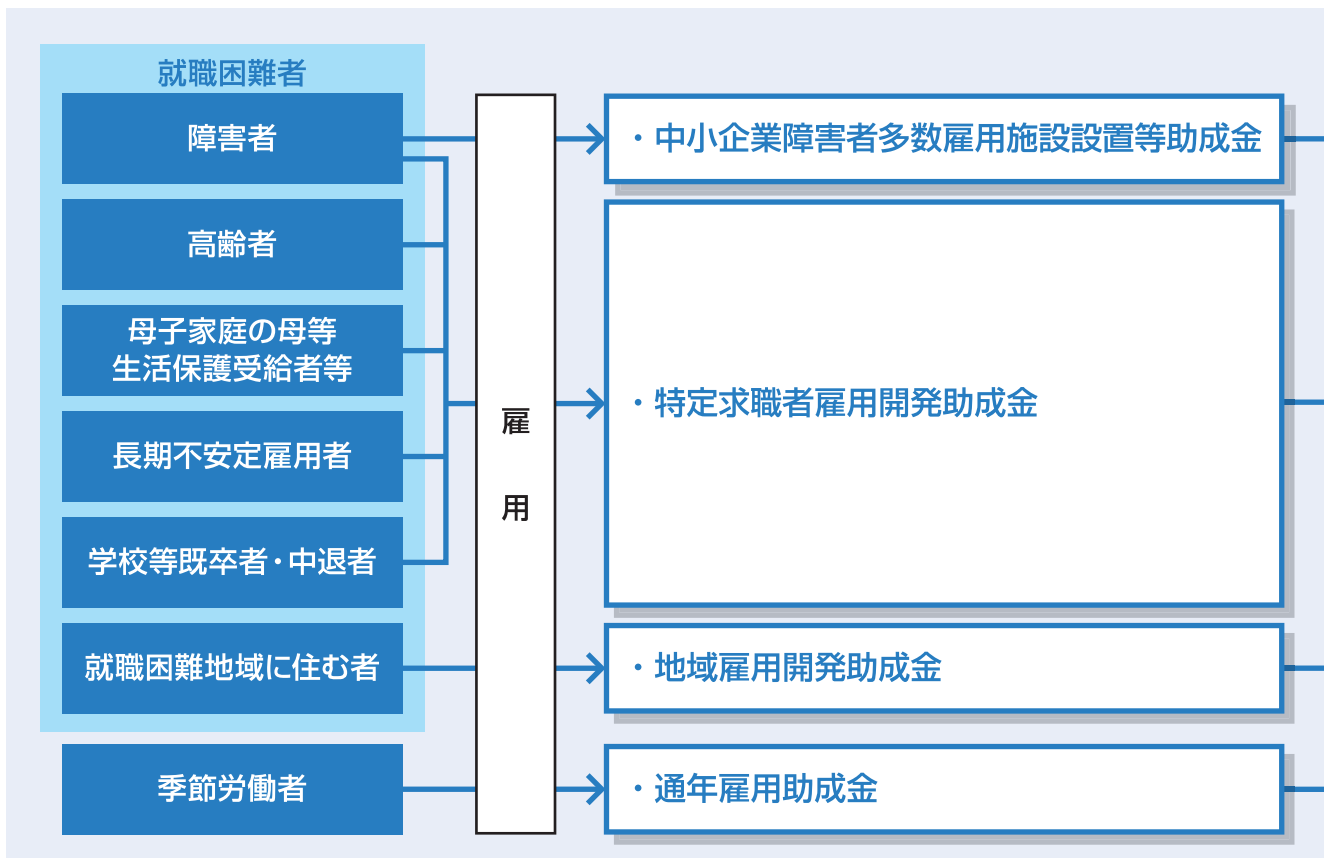
ハローワーク

内 容	助成額	
事業所規模の縮小等に伴い、離職を余儀なくされた労働者等を離職日の3か月以内に期間の定めのない労働者として雇入れた場合に助成(早期雇入れ支援コース)	1人あたり 30万円~100万円	
事業所規模の縮小等に伴い、離職を余儀なくされた労働者等を期間の定めのない労働者として雇入れ、訓練を行った場合に助成(人材育成支援コース)	賃金助成	1時間あたり 900円~1,100円
	経費助成	実費相当額
	訓練実施助成	1時間あたり 800円~1,000円
移籍等により期間の定めのない労働者として受け入れ、訓練を行った場合に助成(移籍受入支援コース)	賃金助成	1時間あたり 900円~1,100円
	経費助成	実費相当額
	訓練実施助成	1時間あたり 800円~1,000円
中途採用者の雇用管理制度を整備した上で中途採用者の採用を拡大(①中途採用率の向上または②45歳以上を初めて雇用)し、生産性を向上させた場合に助成(中途採用拡大支援コース)	【①の場合】50万円 【②の場合】60万円	

人材を確保する！ ～就職機会に恵まれない人を

人材を確保する

様々な事情により就職が難しい方や、就職機会に恵まれない方がいます。この章では、いわゆる「就職困難者」を積極的に採用した事業主が活用できる助成金を紹介します。これまでの職業経験で培った技術を新たな事業所で発揮させ、労働者の能力に見合った部門に配置することで、きっと事業所の戦力となっただけのことでしょう。



☑ 中小企業障害者多数雇用施設設置等助成金		ハローワーク
内容	対象事業主	助成額
障害者を多数雇用し、障害者の雇入れに必要な事業所の施設や設備の設置等を行った場合に、設置等にかかった費用を助成	中小企業事業主	1,000万円～ 3,000万円(-)

☑ 地域雇用開発助成金		ハローワーク
内容	助成額	
過疎等雇用改善地域または「やまがた戦略産業雇用創造プロジェクト」で指定された分野において、事業所の設置・整備に伴い、地域求職者を雇入れた場合に助成	事業所の設置・整備費用(300万円以上)と対象労働者の増加数に応じて 48～960万円支給(最大3年間支給)	

※やまがた戦略産業雇用創造プロジェクトの取扱いについては、山形県(商工労働部産業政策課地域産業振興室)までお問合せください。
 ※創業や、事業所規模により、助成額が増額される場合があります。TEL：023-630-2691
 ※(-)と表示されているものは、中小企業事業主のみ利用できる助成制度です。

☑ 特定求職者雇用開発助成金

ハローワーク

内 容	対象者	助成額(1人あたり)
障害者、高齢者、母子家庭の母等といった就職が困難な者を、ハローワーク等の紹介により、継続して雇用する労働者として雇入れた場合に助成	身体・知的障害者(重度等以外) 発達障害者・難治性疾患患者	120万円(50万円) 短時間労働者は 80万円(30万円)
	身体・知的障害者(重度又は45歳以上)、精神障害者	240万円(100万円) 短時間労働者は 80万円(30万円)
	高齢者(65歳以上)	70万円(60万円) 短時間労働者は 50万円(40万円)
	高齢者(60～64歳)	60万円(50万円) 短時間労働者は 40万円(30万円)
	母子家庭の母等	
	生活保護受給者等	
	東日本大震災等の被災者	60万円(50万円)
長期不安定雇用者		
既卒者・中退者の応募可能な新卒求人者の申込みまたは募集を行い、初めて雇入れ、一定期間定着した場合に助成※ユースエール認定企業については助成額が加算	学校等の卒業生又は中退者	70万円(35万円)
	高校中退者	80万円(40万円)
雇用率制度の対象となる障害者を初めて雇入れ、当該雇入れにより法定雇用率を達成した場合に助成	雇用率制度の対象となる障害者	120万円(-)

☑ 通年雇用助成金

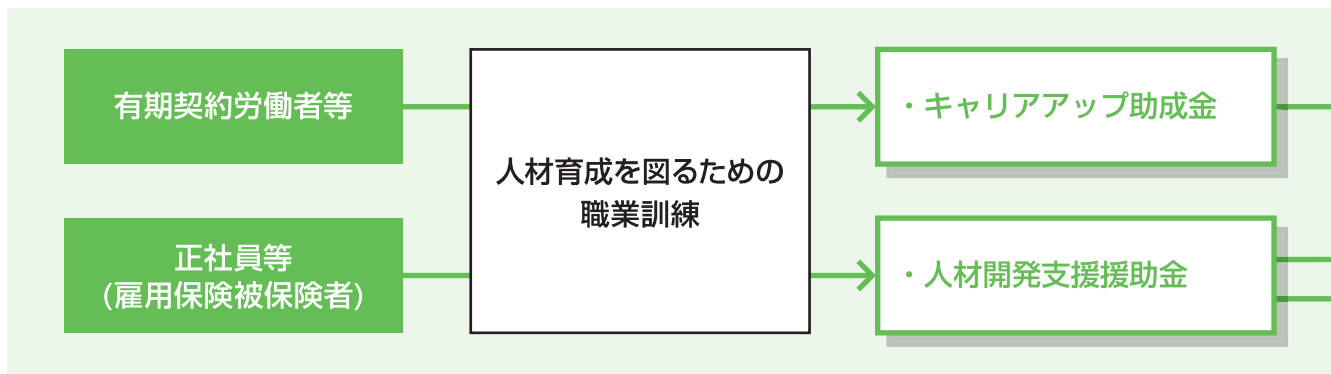
ハローワーク

内 容	対象者	助成額
冬期間に離職を余儀なくされる季節労働者を通年雇用した場合に助成	継続して就業させる (事業所内就業または事業所外就業)	支払った賃金の 2/3【1回目】、1/2【2,3回目】
	休業させる	休業手当と賃金の 1/2【1回目】、1/3【2回目】
	季節的業務以外の業務に転換させる	支払った賃金の1/3
	職業訓練をさせる	支払った賃金の1/2～2/3 訓練経費の1/2～2/3
	通年雇用するため、新分野に進出する	支払った賃金の1/2～2/3 支給対象経費の1/10
	季節労働者を試行雇用する	支払った賃金の1/2(減額あり)

人材を育成する！ ～職業訓練等を通じ労働者の

労働者のキャリアアップを促進することは、本人の能力向上にとどまることなく、「周囲の労働者の士気向上」や、「職場定着の実現」、「事業所の生産性向上」など、企業へのメリットは多いです。

特に、正規雇用と比べてキャリアアップの機会に恵まれなかった非正規雇用社員に教育をうけさせることで、効果的に人材育成を行うことができます。



人材を育成する

☑ キャリアアップ助成金 (人材育成コース) ハローワーク ←

支給対象となる訓練	訓練内容	助成内容		
		賃金 (1人1時間あたり)	経費	実施 (1人1時間あたり)
一般職業訓練	非正規の労働者に対して行われる、キャリアアップを目的としたOff-JTによる職業訓練	<960円> 760円 (<600円>475円)	1人あたりOff-JTの訓練時間数に応じた額	—
有期実習型訓練	正社員経験の少ない非正規の労働者を対象に、「ジョブ・カード」を活用したOff-JTとOJTの組み合わせによる職業訓練	<960円> 760円 (<600円>475円)	100時間未満 →10万円(7万円) 100時間以上200時間未満 →20万円(15万円) 200時間以上 →30万円(20万円)	<960円> 760円 (<840円>665円)
育児休業中訓練	育児休業中の能力アップのための訓練	—	—	—
中長期的キャリア形成訓練	厚生労働大臣が専門的・実践的な教育訓練として指定した講座(専門実践教育訓練)	<960円> 760円 (<600円>475円)	1人あたりOff-JTの訓練時間数に応じた額 100時間未満 →15万円(10万円) 100時間以上200時間未満 →30万円(20万円) 200時間以上 →50万円(30万円)	—

※有期実習型訓練修了後、対象労働者を正規雇用等と転換した場合、経費助成の上限が引き上げられます。

スキルアップを図る～

☑ 人材開発支援助成金(訓練関連)

職業安定部訓練室

支給対象となる訓練等	助成内容		
	Off-JT		OJT
	賃金 (1人1時間あたり)	経費 (1人1時間あたり)	実施 (1人1時間あたり)
①特定訓練コース <ul style="list-style-type: none"> 職業能力開発促進センター等が実施する在職者訓練(高度職業訓練)、事業分野別指針に定められた事項に関する訓練、専門実践教育訓練、生産性向上人材育成支援センターが実施する訓練等 採用5年以内で、35歳未満の若者労働者への訓練 熟練技能者の指導力強化、技能継承のための訓練、認定職業訓練 海外関連業務に従事する人材育成のための訓練 厚生労働大臣の認定を受けたOJT付き訓練 直近2年間に継続して正規雇用の経験のない中高年齢新規雇用者等(45歳以上)を対象としたOJT付き訓練 	<960円> 760円 (<480円>380円)	<60%> 45% (<45%>30%)	<840円> 665円 (<480円>380円)
②一般訓練コース 上記①特定訓練コース以外の訓練	<480円> 380円	<45%> 30%	—

※< >内は生産性要件を満たした場合の助成額・助成率。()は、中小企業以外の助成額・助成率
 ※若年雇用促進法に基づく認定事業主やセルフキャリアドック制度導入企業は経費助成率を加算
 ※詳しい内容については、山形労働局(訓練室)までお問い合わせください

☑ 人材開発支援助成金(制度導入関連)

職業安定部訓練室

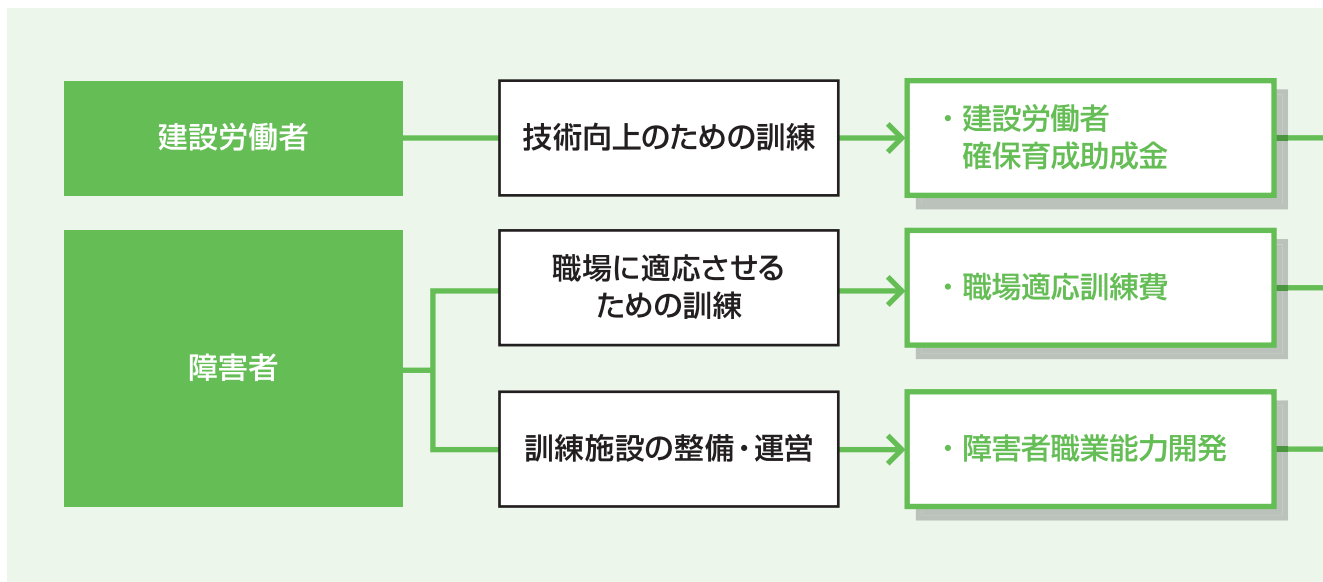
支給対象となる制度	助成額
①キャリア形成支援制度導入コース <ul style="list-style-type: none"> 定期的なセルフ・キャリアドック制度を導入し、実施した場合に助成 教育訓練休暇制度又は教育訓練短時間勤務制度を導入し、実施した場合に助成 	<60万円>47.5万円
②職業能力検定制度導入コース <ul style="list-style-type: none"> 技能検定に合格した従業員に報奨金を支給する制度を導入し、実施した場合に助成 社内検定制度を導入し、実施した場合に助成 業界検定制度を作成し、構成事業主の労働者に当該検定を受検させた場合に助成(事業主団体等のみ対象) 	

※詳しい内容については、山形労働局(訓練室)までお問い合わせください

人材を育成する

人材を育成する！ ～職業訓練等を通じ労働者の

技術の向上や、特に職業訓練が必要な労働者に対して訓練を実施したり、訓練を行うための施設・設備を整備した場合に助成します。



人材を育成する

☑ 職場適応訓練費 ハローワーク

内容	対象事業主	助成額	
実際の職場での業務に求職者が適応できるようにするために職業訓練を行った場合に助成	知的障害者、精神障害者等安定所長が職場適応訓練が必要であると認める者	一般の訓練	月額 24,000円 ～ 25,000円
		短期の訓練	日額 960円 ～ 1,000円

☑ 障害者職業能力開発助成金 ハローワーク

内容	対象事業主	助成額
訓練を行う施設の整備等を行う場合に助成	障害者職業能力開発訓練事業を行う事業主	施設設置等に係る費用の3/4
障害者の職業能力開発のために訓練事業を行う運営費を助成		訓練の運営に係る費用の3/4～4/5

スキルアップを図る～

建設労働者確保育成助成金

職業安定部職業対策課

内 容		助成額			
		経費助成		賃金助成	
建設労働者の技能の向上を図るための訓練を実施した中小建設事業主に対して助成	認定訓練を行った場合	-			
	技能実習を行った場合	技能実習コース (経費助成)	20人以下	3/4<9/10>	1人あたり 日額<6,000円>4,750円
			21人以上	3/5<3/4>	日額<9,600円>7,600円 日額<8,400円>6,650円

※< >内は生産性要件を満たした場合の助成額・助成率。

人材を育成する

用語の解説

■ 職業訓練

労働者が従事する業務について、知識や技能を身に付けること。職業訓練の種類は Off-JT と OJT に大別されます。

■ Off-JT(Off the Job Training)

通常の業務を離れて行う職業訓練。

例：外部機関が実施する技能講習、座学による集合研修

■ OJT(On the Job Training)

適格な指導者の下、労働者に仕事をさせながら行う職業訓練。

例：上司や先輩職員が行う現場での訓練

■ キャリコンサルティング

労働者の職業の選択、職業生活設計又は職業能力の開発及び向上に関する相談に応じ、助言及び指導を行うこと。

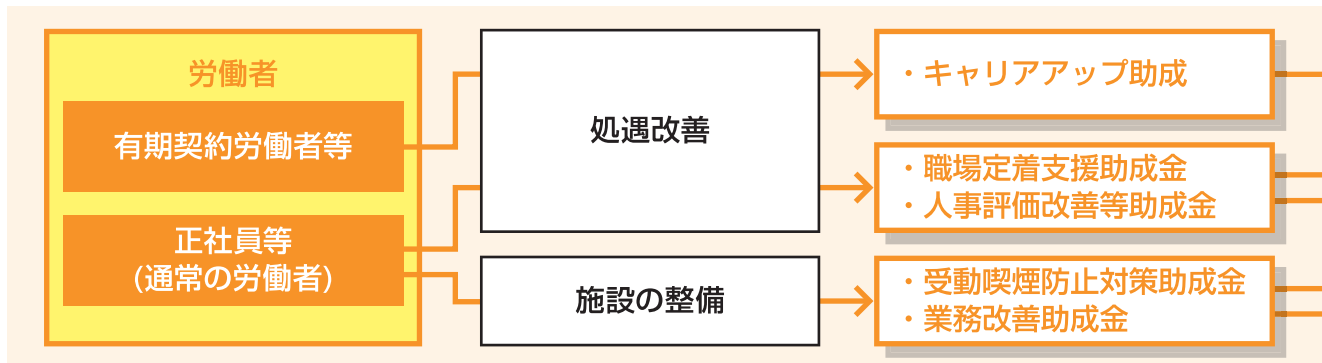
■ ジョブ・カード

キャリアコンサルティングを通じ「キャリア・プランニング(職業生活設計)」及び「職業能力証明」のツールとして、労働者自身が生涯のキャリア形成の様々な場面において活用する資料。

労働環境の改善を図る!

～労働環境を改

人材の確保や育成に加え、今いる労働者を離職させることなく定着させることも事業所の成長には欠かせません。雇用管理改善を推進し、「魅力ある職場づくり」に取り組むことで、人材の定着を目指してみてもはいかがでしょうか。



☑ キャリアアップ助成金 (全6コース)

ハローワーク

内容	助成額
有期契約労働者等の賃金規定等を増額改定(※)し、昇給を図った場合に助成(賃金規程等改定コース)	<6万円～360万円>4.75万円～285万円 (<4.25万円～240万円>3.325万円～190万円) ※対象者の範囲や人数によって助成額が変わります ※中小企業に対してさらなる加算あり
有期契約労働者等を対象に「法定外の健康診断制度」を新たに規定・実施した場合に助成(健康診断制度コース)	1事業所あたり<48万円>38万円 (<36万円>28.5万円)
有期契約労働者等と正規雇用労働者との共通の賃金規定等を新たに規定・適用した場合に助成(賃金規定等共通化コース)	1事業所あたり<72万円>57万円 (<54万円>42.75万円)
有期契約労働者等と正規雇用労働者との共通の諸手当制度を新たに規定・適用した場合に助成(諸手当制度共通化コース)	1事業所あたり<48万円>38万円 (<36万円>28.5万円)
労使合意に基づき短時間労働者の社会保険の適用拡大を実施した際に、有期契約労働者等の賃金引上げを実施した場合に助成(選択的適用拡大導入時処遇改善コース)	賃金引上げ割合に応じて1人あたり <2.4万円～12万円>1.9万円～9.5万円 (<1.8万円～9万円>1.425万円～7.125万円)
短時間労働者の適所定労働時間を延長し、社会保険を適用した場合に助成(短時間労働者労働時間延長コース)	適所定労働時間を5時間以上延長した場合 1人あたり<24万円>19万円 (<18万円>14.25万円)

※賃金規定等改定コースと賃金規程等共通化コースには山形県所得向上促進事業奨励金が加算される場合があります。詳しくは山形県商工労働部雇用対策課正社員化・働き方改革推進室(023-630-2389)までお問い合わせください。

☑ 職場定着支援助成金 (雇用管理制度)

ハローワーク

内容	助成額
評価・処遇、研修制度、労働者の健康に関する制度を改善することで、労働者の離職率低下に取り組んだ場合に助成	制度整備助成 制度導入につき 各10万円 目標達成助成 <72万円>57万円 ※目標達成助成は一定期間経過後に離職率の目標を達成した場合に支給

※< >内は生産性要件を満たした場合の助成額・助成率。()は、中小企業以外の助成額・助成率

善し、生産性の向上と人材の定着を図る～

☑ 人事評価改善等助成金

職業安定部職業対策課

内 容	助成額
生産性向上に資する人事評価制度と賃金制度を整備することを通じて、生産性向上を図り、賃金アップと離職率の低下を実現した場合に助成	【制度整備助成】50万円 【目標達成助成】<80万円>

☑ 受動喫煙防止対策助成金

労働基準部健康安全課、雇用環境・均等室

内 容	助成額
職場の受動喫煙を防止するために、喫煙室の設置等を行った場合に助成	設置等にかかる経費の1/2 (-) ※上限200万円

※申請窓口：山形労働局(雇用環境・均等室)

喫煙室等に関する技術的な事項については山形労働局(労働基準部健康安全課)までお問い合わせください。

☑ 業務改善助成金

雇用環境・均等室

内 容	助成額
生産性向上のための設備投資などを行って、事業場内の最低賃金を一定額以上引き上げた場合、その設備投資などの費用の一部を助成	取組みの実施に要した経費の7/10(常時雇用する労働者数が企業全体で30人以下の事業場は3/4)<3/4(30人以下は4/5)> (-) ※上限50～200万円

※詳しい内容については、山形労働局(雇用環境・均等室)までお問合せください。

※(-)と表示されているものは、中小企業事業主のみ利用できる助成制度です。

注 意 事 項



助成金を利用するための注意事項

助成金を実際に活用するには、支給要件や手続きが各助成金によって決められています。手続きや支給要件については、労働局・ハローワーク職員に事前に相談いただくか、パンフレット「雇用関係助成金のご案内(詳細版)」により、必ず内容を確認してください。

また、以下に該当する事業主については、助成金を利用できない場合がありますのでご注意ください。

助成金を受給できない事業主

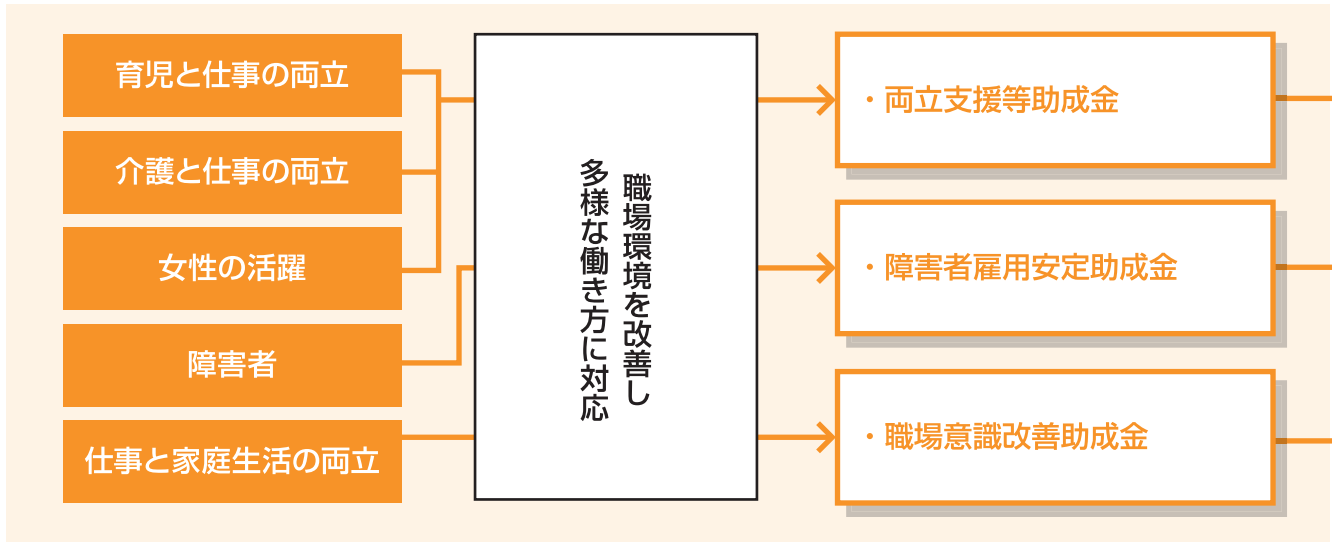
- 不正受給をしてから3年以内に申請した事業主または、申請後、支給決定日までの間に不正受給をした事業主
- 申請した年度の前年度より前の年度の労働保険料を納入していない事業主
- 申請日の前日から過去1年間に労働関係法令違反を行った事業主
- 性風俗関連営業、接待を伴う飲食営業、またはこれらの営業の一部を受託する営業を行う事業主
- 暴力団と関わりのある事業主
- 支給申請日、または支給決定日時点で倒産している事業主
- 不正受給を理由に支給決定を取り消された場合に、都道府県労働局が事業主名を公表することについて同意していない事業主
- 支給のための審査に協力しない事業主

※不正受給とは、偽りその他不正行為により本来受けることのできない助成金を受け、または受けようとするをいいます。

労働環境の改善を図る!

～育児や介護が

職場の施設や手当が充実していることだけが、労働者にとって働きやすい職場とは言えません。育児や介護などワークライフバランスを考えた働き方を整備することも労働者の職場定着には欠かせません。また、障害者の方など、様々な労働者が働きやすい環境を作ることも必要です。



☑ 両立支援等助成金

雇用環境・均等室

内容	助成額
男性労働者が育児休業を取得しやすい職場風土作りに取り組み、男性労働者に一定期間の連続した育児休業を取得させた場合に助成（出生時両立支援コース）	最初の1人目 <72万円>57万円 (<36万円>28.5万円)
	2人目以降 <18万円>14.25万円
仕事と介護の両立に関する職場環境整備の取組を行い、介護休業や介護のための勤務制度の利用を円滑にするための取組を行った場合に助成（介護離職防止支援コース）	①介護休業を1か月以上取得 <72万円>57万円 (<48万円>38万円)
	②介護のための勤務制度を3か月以上利用 <36万円>28.5万円 (<24万円>19万円) ※それぞれ1企業2人まで支給(無期雇用者1人、有期契約労働者1人)
育児休業復帰支援プランを作成し、プランに基づく取組により、労働者の育児休業取得や職場復帰させた場合に助成（育児休業等支援コース（育休取得時・職場復帰時））	育児休業取得時、職場復帰時にそれぞれ1人あたり<36万円>28.5万円(－) ※1企業2人まで支給(無期雇用者1人、有期契約労働者1人) ※育休取得者の職場支援の取組をした場合19万円<24万円>「職場復帰時」に加算して支給
育児休業取得者の代替要員を確保するとともに、育児休業取得者を原職等に復帰させた場合に助成（育児休業等支援コース（代替要員確保時））	1人あたり<60万円>47.5万円 ※支給対象労働者が有期契約労働者の場合9.5万円<12万円>加算
妊娠、出産、育児又は介護を理由として退職した者が、就業が可能になったときに復職でき、適切に評価され、配置・処遇される再雇用制度を導入し、希望する者を採用した場合に助成（再雇用者評価処遇コース）	再雇用1人目 <48万円>38万円 (<36万円>28.5万円)
	再雇用2人～5人目 <36万円>28.5万円 (<24万円>19万円) ※上記の額を、継続雇用6ヶ月後・継続雇用1年後の2回に分けて半額ずつ支給
女性の活躍に関する「数値目標」、数値目標の達成に向けた「取組目標」を盛り込んだ「行動計画」を策定して、目標を達成した場合に助成（女性活躍加速化コース）	取組目標達成時 <36万円>28.5万円(－)
	数値目標達成時 <36万円>28.5万円(－)
	女性管理職比率が基準値以上に上昇 <60万円>47.5万円 (<36万円>28.5万円)

※女性活躍加速化コースでは「中小企業」とは産業に関わりなく常用労働者が300人以下。
 ※詳しい内容については、山形労働局(雇用環境・均等室)までお問合せください。
 ※< >内は生産性要件を満たした場合の助成額・助成率。()は、中小企業以外の助成額・助成率

必要な労働者など、多様な働き方に対応した職場にしたい～

☑ 障害者雇用安定助成金

雇用環境・均等室

内 容	助成額
障害の特性に応じて柔軟な時間管理・休暇取得の措置を講じた場合に助成	1人あたり 8万円 (6万円)
障害の特性に応じて短時間労働者の勤務時間延長措置を講じた場合に助成(延長時間数によって助成額が異なります)	1人あたり最大 54万円 (40万円)
有期契約労働者を正規雇用等に転換した場合に助成	1人あたり最大 120万円 (90万円)
障害の特性に応じて職場支援員配置の措置を講じた場合に助成	1人あたり最大 144万円 (108万円)
職場復帰のために職場適応の措置を講じた場合に助成	1人あたり最大 72万円 (54万円)
職場適応・定着に特に課題を抱える障害者に対して、職場適応援助者による支援を実施した場合に助成	1人あたり最大月額 8万円
	企業在籍型職場適応援助者養成研修の受講料の 1/2
労働者の障害や傷病の特性に応じた治療と仕事を両立させるための制度を導入した場合に助成	1事業所あたり 10万円

☑ 職場意識改善助成金

雇用環境・均等室

内 容	助成額
労働時間を縮減する取組みを行うことにより、年次有給休暇の取得促進や、所定外労働の削減を行った場合に助成(職場環境改善コース)	取組みの実施に要した経費の 1/2～3/4 (-)
法定労働時間が週44時間とされている、特例措置対象事業場において、週所定労働時間を2時間以上短縮して、40時間以下とした場合に助成(所定労働時間短縮コース)	取組みの実施に要した経費の 3/4 (-)
限度基準を超える時間数で36協定を締結している事業主が、限度基準以下に上限設定を短縮した場合に助成(時間外労働上限設定コース)	取組みの実施に要した経費の 3/4 (-)
過重労働の防止及び長時間労働を抑制するため休憩時間数が9時間以上の勤務間インターバルを導入した場合に助成(勤務間インターバル導入コース)	取組みの実施に要した経費の 3/4 (-)
多様な働き方に対応するため、テレワークを導入した場合に助成(テレワークコース)	取組みの実施に要した経費の 1/2～3/4 (-)

※上記の全てのコースは、事前に取組計画を策定し取り組む必要があります。

※それぞれのコースに上限額が設定されていますのでご注意ください。

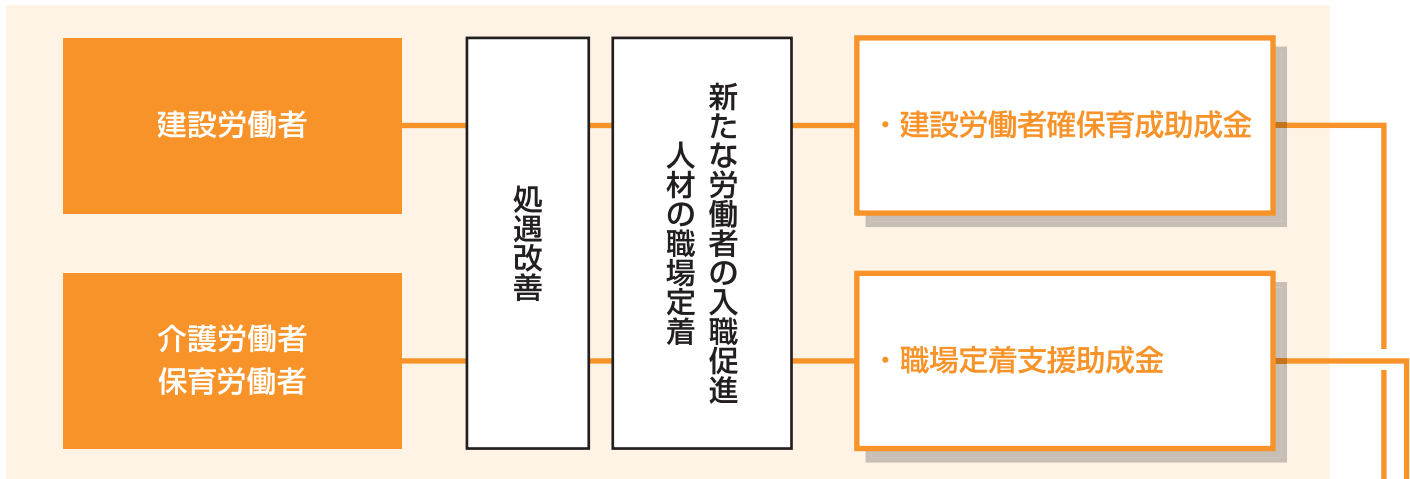
※詳しい内容については、山形労働局(雇用環境・均等室)までお問合せください。なお、テレワークコースのお問い合わせ先は、テレワーク相談センター(0120-91-6479)となります。

※(-)と表示されているものは、中小企業事業主のみ利用できる助成制度です。

労働環境の改善を図る!

～人手不足分野での労働環境を改善し、職場定着を目指す～

人材が企業に定着し、活躍してくれることは事業所の発展には欠かすことはできません。人材の確保が特に難しい建設や介護・保育分野については、職場の環境を改善することで、入職の促進や人材の定着を図った場合に活用できる助成金があります。



☑ 建設労働者確保育成助成金

職業安定部職業対策課

内容	助成額
若年等及び女性労働者の入職率を向上させた場合に助成	<72万円>57万円 (1回目) <108万円>85.5万円 (2回目)
登録基幹技能者の賃金テーブル又は資格手当を増額改定した場合に助成	1人あたり 年額<12万円>9.5万円を 最大 3 年間(-)
若年及び女性労働者の入職や定着を図ることを目的とした事業を行った場合に助成	実施経費の<3/4>3/5 (<3/5>9/20)
被災三県(岩手県、宮城県、福島県)に所在する建設工事現場での作業員宿舎等の整備を行った場合に助成	実施経費の2/3 (-)
建設現場に女性専用作業員施設を賃借により整備を行った場合に助成	実施経費の<3/4>3/5 (-)

☑ 職場定着支援助成金 (介護福祉機器等助成コース、介護労働者・保育労働者雇用管理制度助成コース)

ハローワーク

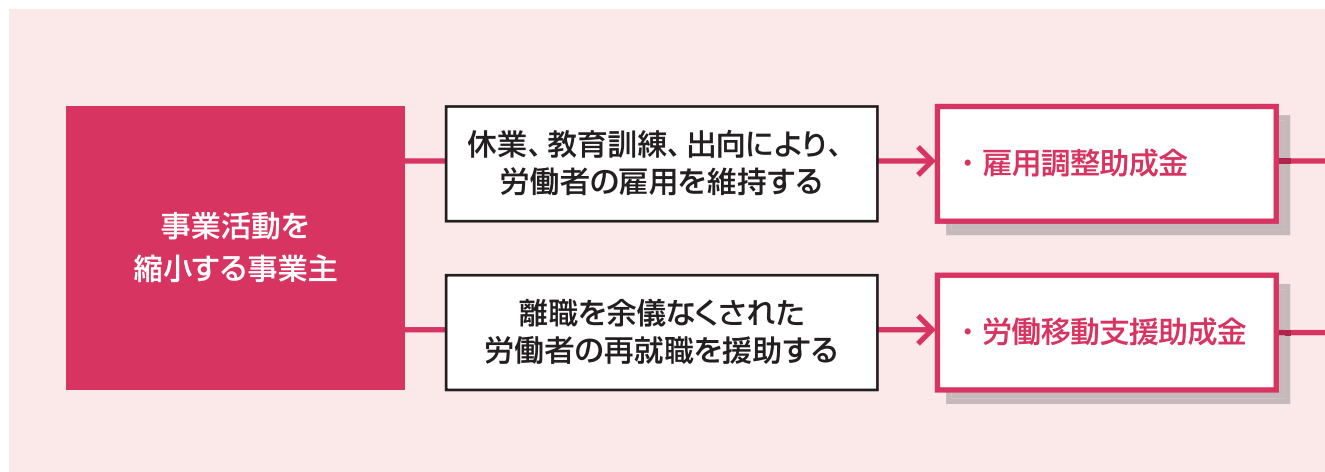
内容	助成額
介護労働者の身体的負担を軽減するため、新たな介護福祉機器の導入等を通じて職場定着を図った場合に助成	機器導入助成: 支給対象費用の 25% (上限 150 万円)
	目標達成助成: 支給対象費用の< 35% > 20% (上限 150 万円)
介護・保育労働者の賃金制度の整備を行い、介護・保育労働者の職場定着を図った場合に助成	制度整備助成: 50 万円
	目標達成助成: 第1回: < 72 万円> 57 万円 第2回: < 108 万円> 85.5 万円

※目標達成助成は一定期間経過後に離職率低下目標を達成した場合に支給
 ※< >内は生産性要件を満たした場合の助成額・助成率。()は、中小企業以外の助成額・助成率
 ※(-)と表示されているものは、中小企業事業主のみ利用できる助成制度です。

雇用の維持を図る!

～労働者の雇用維持を円滑にすすめる～

景気の変動や産業構造の変化により事業活動を縮小せざるを得ない場合があります。労働者を引続き雇用し続けるために、休業等を行った場合に活用できる助成金があります。また、離職を余儀なくされた労働者に対して、次の就職に向けて必要な支援を行うことも必要です。



☑ 雇用調整助成金 ハローワーク

内容	対象事業主	助成額
休業によって、雇用する労働者の維持を図った場合に助成	景気の変動、産業構造の変化などの経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主	休業手当相当額の 2/3(1/2)
教育訓練によって、雇用する労働者の維持を図った場合に助成		賃金相当額の 2/3(1/2) 支給対象者 1人あたり 1,200円
出向によって、雇用する労働者の維持を図った場合に助成		出向元事業主の負担額の 2/3(1/2)

☑ 労働移動支援助成金(再就職支援コース) ハローワーク

内容	助成額
事業規模の縮小等に伴い、離職を余儀なくされる労働者等に対して、再就職を実現するための支援を民間の職業紹介事業者等に委託等して行う事業主に対して助成	委託を開始した場合 10万円(-)
	就職が決まった場合 委託費用の 1/2~4/5 (1/4~2/5) 1人あたり上限 60万円
	求職活動を行うために 休暇を与えた場合 日額 8,000円 (5,000円)
	再就職のための訓練を教育訓練施設等に委託して実施した場合 実施費用の 2/3 1人あたり上限 30万円

雇用の調整を図る

その他の助成金

～労働局以外で扱う助成制度

労働局の他にも、就労を支援する助成金を取り扱う機関があります。
ここでは、主な助成金の取扱い機関について紹介します。

(独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構

☑ 65歳超雇用推進助成金 (65歳超継続雇用促進コース)

内 容		助成額
65歳以上への定年の引上げ、 定年定め廃止、希望者全員を 対象とする66歳以上の継続雇 用制度の導入した事業主へ助成	65歳まで引き上げ	20～120万円
	66歳以上引き上げまたは、定年の定め廃止	25～145万円
	希望者全員を対象とする継続雇用制度の導入(66歳以上)	10～95万円

※定年引き上げ幅と60歳以上の被保険者数に応じて支給額が決定されます。

☑ 65歳超雇用推進助成金 (高年齢者雇用環境整備コース、高年齢者無期雇用転換コース)

内 容	助成額
高年齢者の活躍を促進するための雇用環境整備の 措置を実施する事業主に対して助成	支給対象経費の<75%>60% (<60%>45%) 60歳以上雇用保険被保険者 1人あたり最大<36万円>28.5万円
50歳以上かつ定年年齢未満の有期契約労働者を 無期雇用に転換した事業主に対して助成	1人あたり<60万円>48万円 (<48万円>38万円)

☑ 障害者作業施設設置等助成金

内 容	助成額
雇い入れるまたは継続して雇用する障害者のために、その障害者の障害特性によ る就労上の課題を克服する作業施設の設置・整備を行う事業主に対して助成	支給対象費用の 2/3

☑ 障害者福祉施設設置等助成金

内 容	助成額
継続して雇用する障害者のために、その障害者の福祉の増進を図るための福祉施 設等の設置・整備を行う事業主等に助成	支給対象費用の 1/3

※< >内は生産性要件を満たした場合の助成額・助成率。

☑ 障害者介助等助成金

内 容	助成額
雇い入れるまたは継続して雇用する障害者のために、その障害者の障害特性に応じた適切な雇用管理のために必要な介助者の配置等の特別な措置を行う事業主を対象に助成	職場介助者の配置または委嘱：支給対象費用の3/4 職場介助者の配置または委嘱の継続措置：支給対象費用の2/3 手話通訳担当者の委嘱：委嘱1回あたりの費用の3/4

☑ 重度障害者等通勤対策助成金

内 容	助成額
雇い入れるまたは継続して雇用する障害者のために、その障害者の障害特性に応じ通勤を容易にするための措置を行う事業主を対象として助成	支給対象費用の3/4

☑ 重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金

内 容	助成額
重度障害者を多数雇用し、これらの障害者のために事業施設等の整備等を行う事業主に対して助成	支給対象費用の2/3 (特例3/4)

お問い合わせ先

(独)高齡・障害・求職者雇用支援機構 山形支部
〒990-2161 山形市漆山1954 山形職業能力開発促進センター内
電話：023-674-9567(高齡・障害者業務課)

山形県

山形県では、中小企業者を支援するための相談窓口や、様々なニーズに対応した支援施策をまとめたガイドブックを県ホームページに公開しております。分野別に支援施策の概要を掲載しておりますので、ぜひご利用ください。

なお、ガイドブックに掲載されている各施策の詳細については、各ページに記載されているお問い合わせ先に御確認ください。

インターネット

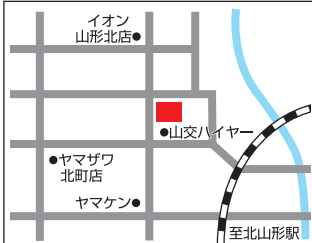
県HP 「組織でさがす」 ▶ 商工労働部 ▶ 中小企業振興課
▶ 「創業者、中小企業のための支援施策ガイドブックについて」 を御参照ください。

お問い合わせ先

山形県 商工労働部 中小企業振興課 (電話：023-630-2290)

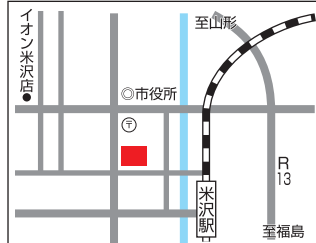
施設のごあんない

ハローワーク (県内8ヶ所)[ご利用時間 8:30~17:15(土・日・祝日を除く)]



ハローワークやまがた

〒990-0813
山形市桜町2-6-13
TEL.023-684-1521
FAX.023-684-2448



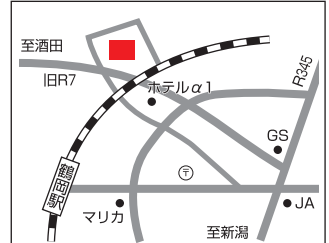
ハローワーク米沢

〒992-0012 米沢市金池3-1-39
米沢地方合同庁舎1・2F
TEL.0238-22-8155
FAX.0238-22-8158



ハローワーク酒田

〒998-8555
酒田市上安町1-6-6
TEL.0234-27-3111
FAX.0234-27-3575



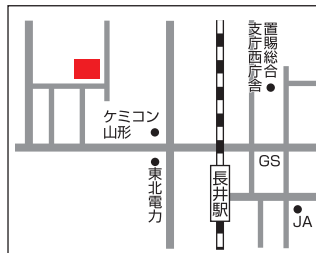
ハローワーク鶴岡

〒997-0013
鶴岡市道形町1-13
TEL.0235-25-2501
FAX.0235-25-2504



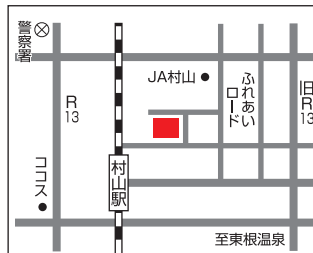
ハローワーク新庄

〒996-0011 新庄市東谷地田町
6-4 新庄合同庁舎内
TEL.0233-22-8609
FAX.0233-22-7849



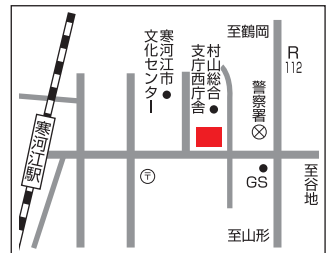
ハローワーク長井

〒993-0051
長井市幸町15-5
TEL.0238-84-8609
FAX.0238-84-2342



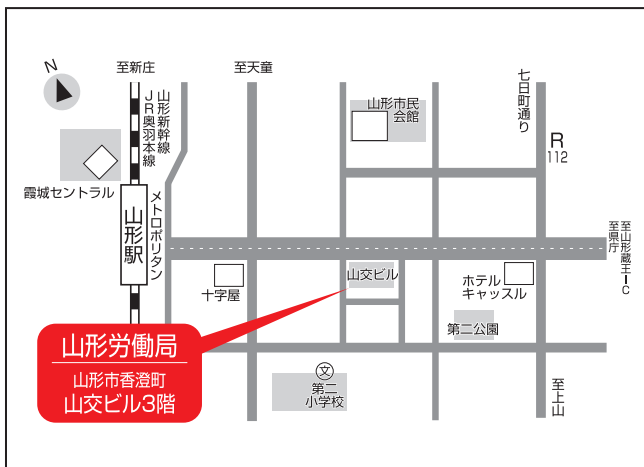
ハローワークむらやま

〒995-0034
村山市楯岡五日町14-30
TEL.0237-55-8609
FAX.0237-53-3138



ハローワークさがえ

〒991-8505
寒河江市大字西根字石川西340
TEL.0237-86-4221
FAX.0237-86-7723



山形労働局

〒990-8567
山形市香澄町3-2-1 山交ビル3F

- 職業安定部職業対策課
TEL.023-626-6101
- 職業安定部訓練室
TEL.023-626-6106
- 雇用環境・均等室
TEL.023-624-8228